

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

| 大項目 | 中項目 | 自己評価項目 (法令遵守事項) | 配点 | 基準点 | 評価項目 (I. については、上位事項) | 配点 | | 基準点 | 適否の基準 |
|---------------------|----------------|-------------------------------------|----|-----|---|--|----|--|--|
| | | | | | | 点数 | 合計 | | |
| I. 法令遵守事項 | 4. 車両管理等 | 【規程】 | | | | | | | 運行の開始前に、自社基準または義務付けのない項目も含めて日常点検を実施していることがわかる資料が確認できれば○。 定期点検基準に従った点検を法令で定められた以上の頻度で全ての車両に実施していることがわかる資料が確認できれば○。 |
| | | 【整備管理者選任】 | | | ○法令以上の厳しい自社基準、または法令で定められた以上の点検項目で点検を行っているか。 | 1 | | | |
| | | 【整備管理者研修】 | | | ○法令で定められた以上の頻度で定期点検を行っているか(3ヶ月点検ですべきことを1ヶ月毎に行っている等)。 | 1 | | | |
| | | 【日常点検】 | | | | | | | |
| | | 【定期点検】 | | | | | | | |
| | 5. 労基法等 | 【規程】 | | | | | | | 従業員全員に対し、1年に1回以上の頻度で少なくとも2年以上、労基法、「改善基準告示」の内容について教育を行っている資料が確認できれば○。 下記のいずれかを満たせば○。 ・全運転者の3割以上の運転者に対し、睡眠時無呼吸症候群の検査を実施している ・健康診断実施時に全運転者に対し、または年齢に応じて、成人病健診を実施している 下記の全てを満たせば○。 ・苦情の取扱いに関する社内ルールが存在する。(資料で確認) ・苦情を全て記録している ・定期的に共有すべき苦情を関係者が共有し、記録している ISO10002への適合について、自己適合宣言をしている資料があれば○。 |
| | | 【36協定】 | | | | ○従業員に対し、定期的に労基法、改善基準告示の周知、徹底を行っているか。 | 1 | | |
| | | 【労働時間】 | | | | ○法令で定められた健康診断以外の健康診断を受けさせているか(睡眠時無呼吸症候群等)。 | 1 | | |
| | | 【健康診断】 | | | | ○苦情について社内周知体制を確立しているか。 | 1 | | |
| | 6. 苦情処理 | 【苦情処理】 | | | | ○ISO10002への適合について、自己適合宣言をしているか。 | 1 | | ISO10002への適合について、自己適合宣言をしている資料があれば○。 |
| 【社会保険】 | | ○対人賠償について限度額が1事故につき無制限の保険等に加入しているか。 | | | | 1 | | | |
| 7. 保険加入 | 【任意保険】 | | | | ○法令・通達及び関連情報等が速やかに収集・把握できるような体制となっているか。 | 1 | | 全車両について、限度額が1事故につき無制限の保険等に加入していることが、保険証券等で確認できれば○ 下記のいずれかを満たせば○ ・月に1回以上の頻度で運輸支局等に法令・通達及び関連情報の変更がないかを確認している。 ・地方バス協会に加盟している H21.01に安全政策課から出された「事故等に関する速報手順及びその他各種対応に係る通達」を遵守するための連絡体制が構築されていることを確認する。具体的には、下記がすべて確認できれば○。一つでも確認できないものがあれば×。 事故・事件について、 ・緊急連絡担当者が選任されている ・速報の対象となる事故・事件かどうかを確認する文書がある ・速報として連絡すべき地方運輸支局等の連絡先がわかる文書がある ・速報として報告すべき事項が記載されている文書がある (報告フォームに必要事項が記載されていればよい。) ・緊急連絡担当者に代わる者が2名以上選任されている (休日・夜間においても情報の把握・伝達ができるようにするため) | |
| | 【任意保険】 | | | | ○警察署等から安全に関する事項で表彰された実績があるか。 | 1 | | | |
| 8. 関係機関との連携 | | | | | ○自社独自の無事故運転者表彰制度を確立しているか。 | 1 | | 自社独自の無事故運転者表彰制度を示す社内文書を確認し、実際に運営されていることが確認できれば○ | |
| | 9. 企業姿勢 | | | | | | | | |
| 10. その他 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| II. 事故や違反の状況 | 1. 事故の実績 | | | | 転覆等の事故、悪質違反による事故が発生していないか。 | 10 | 20 | 10 | 左記に該当する事故がある場合は0点、無い場合は10点とする(事業規模は考慮しない)。 |
| | 2. 違反(行政処分)の実績 | | | | 点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、累積点数は何点か。 | 10 | | | |
| III. 運輸安全マネジメント取組状況 | | | | | 1. 運輸安全マネジメントに取り組むために輸送の安全の確保について責任ある体制を構築している。また、運輸安全マネジメントの基本的な方針を策定し、全従業員に周知しているか。 | 2 | 20 | 10 | 次頁の通り 国土交通省自動車交通局 「安全マネジメントの実施に当たっての手引き」 を基に、規模に応じた基準を設定 |
| | | | | | 2. 安全に対する重点施策を確立し、社内、グループ企業、下請事業者に対する徹底を行っている。また、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定しているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 3. 輸送の安全に関する計画を作成しているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 4. 輸送の安全に関する重点施策を実施するための費用支出及び投資、あるいは情報の共有及び伝達を行っているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 5. 事故、災害等に関する報告連絡体制を構築しているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 6. 輸送の安全に関する研修等を実施しているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 7. 輸送の安全に関する内部監査・チェックを実施しているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 8. 輸送の安全に関する業務の改善措置を講じているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 9. 輸送の安全に係る情報の公表を適切に実施しているか。 | 2 | | | |
| | | | | | 10. 運輸安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。 | 2 | | | |